

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	登 録 番 号
総合警備保障株式会社	東京都港区元赤坂1-6-6	9-830005

2 指名停止措置期間 令和4年4月29日～令和4年5月28日 (1か月間)

3 指名停止措置の適用範囲 常陸太田市が発注する物品の購入及び役務の提供

4 事実概要

総合警備保障株式会社の元使用人は、令和3年1月9日に、業務として回収し保管していた顧客の現金約2,900万円を着服したとして、令和4年2月9日に業務上横領の容疑により愛知県警に逮捕された。

5 指名停止理由

上記事実は、「常陸太田市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領」(平成19年常陸太田市告示第71号の2。以下「指名停止等措置要領」という。)別表第9項第1号に該当する。

<指名停止等措置要領別表>

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 9 (1) 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、物品調達等の契約の相手方として不適当と認められるとき	当該認定をした日から1か月以上9か月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県常陸太田市総務部契約管財課契約検査係  
茨城県常陸太田市金井町3690  
電話 0294-72-3111